



八 夕 推 第 2 9 号

八街市環境審議会会長 様

家庭ごみの排出量に応じた費用負担（家庭ごみの有料化）について（諮問）

このことについて、八街市環境審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

記

本市では、令和7年3月に策定した八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）に基づき、家庭から出るごみの適正な処理及び減量化・再資源化に努めているところです。

令和6年5月に行ったごみ組成分析調査では、もやせるごみの中に含まれる資源物の割合が、家庭系で26.95%、事業系で45.37%となっており、混入している紙類やプラスチック類などの資源物のさらなる分別の徹底が求められており、その対策を講じる必要があります。

このことから、現在、有料化されている事業ごみに加え、家庭ごみについても有料化することで、市民のごみ処理に対するコスト意識の向上を図り、ごみの発生抑制及び資源物の分別につなげ、CO2削減による脱炭素社会の実現や循環型社会の形成につなげたいと考えております。

今回の家庭ごみの有料化の具体的な対策といたしましては、クリーンセンターへ直接搬入されるごみに対する手数料の徴収と、ごみ収集場所から収集する際の市指定ごみ袋を有料化する2つの対策となります。

つきましては、本件について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和7年7月3日

八街市長 北村 新司

